

真鶴港管理業務区分表

区分	業 務 の 内 容			業務区分	
				県	指定
利用承認等関係	行為制限に係る許可（条例第3条第1項ただし書）			○	
	利用の承認(条例第4条)				○
	港湾施設の専用利用承認（条例第5条）			○	
	承認に基づく地位の承継 （条例第9条）	指定管理者の行う利用の承認に係るもの			○
		上記以外		○	
	承認に基づく権利の譲渡 （条例第10条）	指定管理者の行う利用の承認に係るもの			○
		上記以外		○	
	港湾区域及び港湾隣接地域内の占用、工事等の許可（港湾法第37条）			○	
	行政財産の目的外使用許可（地方自治法第238条の4）			○	
	利用料等の減免 （条例第12条）	指定管理者の行う利用承認業務に係るもの	申請書の受付		○
			減免の決定	○	
		上記以外		○	
	入出港の届出（条例第14条）	受付		○	
		受理	○		
	けい留場所等の指示及び変更（条例第15条）			○	
	港湾の施設の利用の禁止又は制限（条例第16条）			○	
	監督処分（条例第17条）			○	
	利用承認の取消し等（指定管理者の行う承認に係るもの）(条例第27条第1項)				○
	港湾の施設の利用の中止、利用の方法の変更（条例第27条第2項）				○
	競技会開催届、艇一時搬出届等各種届出受付				○
新規募集事務	募集要項作成、募集事務全般			○	
	募集要項の承認		○		
利用者台帳管理（個人情報の保管管理等を含む）				○	
維持管理	清掃、巡視、保守点検等				○
	施設の修繕	1件10万円以上のもの		○	
		1件10万円未満のもの			○
施設の修築、新築			○		
調整利用	真鶴港の秩序の維持、複数事業者間（石材事業者、漁業者、ヨット利用者等）の利用調整 等				○
管安全	ヨット等安全管理業務				○
	事故防止等安全管理業務				○
天災害・対応 荒	災害・荒天時の利用者の安全確保、施設の利用制限、大規模災害等発生時の緊急物資受入港としての対応 等				○
	指定管理者に対する指示等			○	
促進利用	施設の広報、みなとまちづくりに向けた取組みへの協力、利用者満足度調査の実施、苦情・意見等の処理、関連団体等との調整、県への業務報告 等				○

※ 条例とは、「港湾の設置及び管理等に関する条例」をいいます。